

R8年度 小楠小学校いじめ防止基本方針

2026/4/9 更新

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方針

1 基本的考え方

- いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに全教職員で解決する。
- 「いじめはどの子どもにも、どの学校においても、起こりうるもの」との意識を持ち、いじめの未然防止、早期発見に向けて、全教職員で組織的に取り組む。
- いじめは決して許されない行為であることについて、児童の理解を深めるとともに、保護者との連携・協力・啓発につとめる。

2 いじめの定義

- (1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
なお、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- (3) いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- (4) 「物理的な影響」とは身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(5) 具体的ないじめの態様 (例)

- ① 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 身体や動作について不快なことを言われる
 - ・ 方言、言葉遣い、発音等について執拗に真似される
 - ・ 存在を否定される
 - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる など
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・ 遊びチームに入れてもらえない
 - ・ 席を離される など
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 強弱を問わず身体をたたかれたり、触っていないふりをされたりする
 - ・ 殴られる、蹴られるが繰り返される
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる など
- ④ 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 脅かされ、お金を取られる
 - ・ 靴に画鋸やゴミを入れられる
 - ・ 写真や鞆、靴等を傷つけられる など
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 万引きやかつあげ等法に触れる行為を強要される
 - ・ 大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・ 教師や大人に対して暴言を吐かせられる など
- ⑥ パソコン等や携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ パソコン等や携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる
 - ・ SNS等のグループから故意に外される など

(6) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、早期に警察に相談することが重要なもの、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

特に、早期発見にあっては、児童の変化に気づく感性と見抜く目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

第2 いじめの防止等のための対策

1 いじめの防止のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置する。この会は、定期に開催し、いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。

【構成員】 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、児童支援加配、養護教諭
関係職員（該当学年主任、クラス担任等）
必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理・福祉などの専門的知識を有する者

【活動例】 ○学校基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成・実行・検証・修正
○いじめ相談・通報への対応および情報収集・記録・情報の共有
○いじめ事案に対応するための会議開催、支援体制・対応方針の決定
○いじめを受けた児童、いじめを行った児童に対する指導・支援、その保護者への支援・連携

2 いじめの未然防止

全ての児童を対象に「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図り、いじめを生まない学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成に取り組んでいく。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの充実、推進により、様々な人々との関わりの中で児童が社会性を育むとともに、児童会活動やあいさつ運動、ボランティア活動などといった体験学習の機会を設けることによって、他人の気持ちを共感的に理解できる心豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う支援を行う。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる授業を推進する。

【児童が主体となった活動】

○運営委員会提案による児童会スローガン「HAPPY～笑顔パワーでチャレンジ！」に基づく取組や活動

○縦割り清掃 ○クラスで遊ぶ日 ○あいさつ運動

【教職員が主体となった活動】

- 一人一人の実態に応じた「わかる・できる」授業の展開、体験活動などの充実
- 生徒指導の3機能を意識した授業づくり
- 校内の授業研修の実施
- 週1回の人間関係づくりプログラムの実施
- 定期アンケートの実施と相談体制作り
- 道徳教育、デジタルシティズンシップ教育の充実
- PTA総会等での学校の方針説明
- 学校だよりを活用したいじめ防止に係る啓発
- 人権参観日実施と学級懇談における話題の提供と話し合い

3 いじめの早期発見

いじめの早期発見のため、家庭における早期発見に向けた関わりができるよう保護者への啓発を行うとともに、定期的なアンケート調査等によって、常に児童の状況を把握する。

児童およびその保護者、教職員が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくり、保健室利用やスクールカウンセラー、教育相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるほか、地域、家庭と連携して幅広く情報収集するなど、学校を中心とした地域総ぐるみで児童を見守っていく。

早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての教職員をはじめとした大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めていく。

- 全ての児童を対象に定期的なアンケートの実施（6月・11月・2月）と保管
- スクールカウンセラーによる児童・保護者が相談しやすい体制づくり
- 市教委と連携したタブレット内アプリによる相談窓口の活用
- 職員連絡等での情報の共有
（いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサイン等）
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ、発達障がいのある児童への配慮の共有
- 過去のいじめ事例の蓄積
- 保護者への啓発

4 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼をおくのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた教育的な指導を行う。保護者の協力を得て、関係機関や専門機関と連携した対応に当たる。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせるほか、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

また、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要であり、この場合、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

いじめの発見、通報を受けた場合、「いじめ不登校対策委員会」において直ちに情報を共有し、学年部が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、事実確認の結果は、校長が責任を持って中津市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

いじめる児童に対して、指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、関係機関と相談して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際は、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意し、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

特に、いじめられている児童の気持ち

- ・ 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない（告げ口をしたとして）更にいじめが深刻になるのではないかなど不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなる。
- ・ 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ・ 「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ ストレスや欲求不満の解消をほかの児童に向けることがある。

等の心理状態を踏まえた対処が必要となる。

いじめを認知した場合は、家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくり、いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールサポーターや福祉等の専門家など外部

専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行い再被害の防止を図るほか、保護者に対する適切な情報提供を図る。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめた児童の心理、原因については、

- いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- 自分がいじめのターゲットにならないように、いじめに加わることがある。
- いじめられている側にも原因、問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えることがある。
- 学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、児童のはけ口的手段としていじめが発生する。
- 相手の人権の配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことなどによりいじめが発生する。

等を踏まえつつ、いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター、福祉等の専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行い、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

5 ネットいじめへの対応

これからの情報化社会の中で生きていくために、必要な情報を発信する責任や自ら情報の必要性を判断する能力を身につける、情報モラル教育を専門的な知識を持った業者等の協力を得ながら、SNS等の利便性や、その裏に潜む危険性、ネットによるいじめ等のトラブルへの対処法等についての学習を推進するとともに、保護者にもこれらについての理解を求める。

教職員は、アンケート調査や教育相談等の機会を利用し、児童のSNS等の利用実態やその中での人間関係の積極的な把握に努め、些細な兆候や情報であっても、いじめに

関わる内容を把握した場合は、情報共有を図り指導を適切に行う。

ネット上の不適切な書き込み等に対しては、問題の箇所を確認のうえ、印字、保存等を行うとともに、被害の拡大を避けるため、削除等の措置をとる。また、必要に応じ、警察や地方法務局等と適切な連携を図る。

【ネットいじめの予防】

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
- 教科や学級活動、集会等における情報モラルに関する指導を行う。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

【ネットいじめへの対処】

- 被害者からの訴えや閲覧者及びネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。
- 発見したときには、関係機関と連絡を取り迅速に対処する。
中津市教育委員会への相談 警察への相談
状況確認→状況の記録→管理者へ連絡・削除依頼

第3 重大事態への対処

1 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」のほか、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。

なお、「相当な期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席している場合は、適正に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものと捉え、適切に対応し、校長が判断する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、中津市教育委員会に報告するとともに、スクールカウンセラー等の心理・福祉等の専門的知識を有する者やスクールサポーターなどの外部専門家を加えた「いじめ不登校対策委員会」で調査し、事態の解決にあたる。関係機関の支援、助言を求める。

2 学校による対処

(1) 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

調査にあたり、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(2) 調査結果の提供

いじめを受けた児童やその保護者、他の児童のプライバシー保護に十分配慮しつつ、事実関係等その他必要な情報を適時・適切な方法により説明し、提供する。

アンケート調査等の実施により得られた調査結果は、いじめられた児童または保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

(3) 調査結果の報告

重大事態について実施した調査結果は、中津市教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童または保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告書に添えて中津市教育委員会に報告する。